基準８　令８区画の取扱いに関する基準

１　令８区画とは、令第８条第１号及び第２号に規定する区画をいう。

２　令８区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次によること。

⑴　令８区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第８－１図の例によること。

第８－１図　（１６）項イ　延べ3，０００㎡

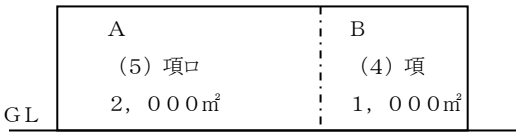

判定　Aは延べ面積2，０００㎡の（5）項ロの防火対象物として，Bは延べ面積1，０００㎡の（4）項の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。

備考 -·-·-·- は、令８区画を示す。（以下、当基準内の図において同じ。）

⑵　令８区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置することとし、第８－２図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第８－３図の例によること。

第８－２図

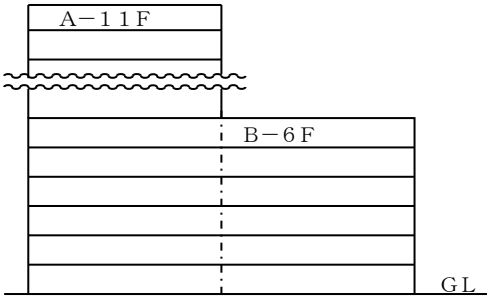

判定　Aは階数１１の防火対象物として、Bは階数6の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。

第８－３図

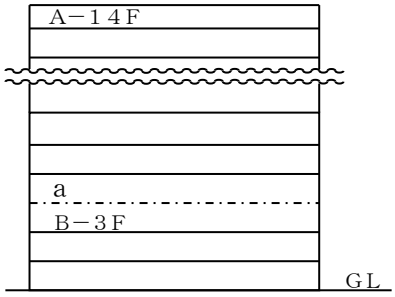

判定　Aは階数１４の防火対象物として、Bは階数3の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、ａ部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

⑶　令８区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を１の階の床面積とみなし、第８－４図の例によること。

第８－４図

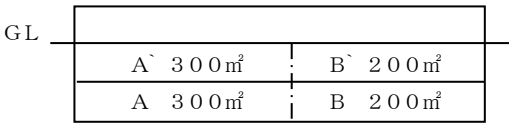

判定　地階部分の床面積の合計は、７００㎡以上（1，０００㎡）であるが、A＋A`とB＋B`は、地階において、それぞれ７００㎡未満となるので、令第２８条の２第１項を適用しない。

３　令第８条第１号に規定する区画（以下この基準において「１号区画」という。）については、規則第５条の２によるほか、次によること。

⑴　規則第５条の２第１号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当する。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モ

ルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策を講じること。

⑵　規則第５条の２第３号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から５０㎝以上突き出していること」とは、床の両端が外壁から５０㎝以上突き出していること、壁の両端が外壁から５０㎝以上突き出していること及び壁の上端が屋根から５０㎝以上突き出していることをいう（第８－５図及び第８－６図参照）。

⑶　規則第５条の２第３号ただし書に規定する構造の例については、第８－７図及び第８－８図を参照すること。

⑷　規則第５条の２第３号ただし書に規定する「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅３．６ｍ以上の部分を耐火構造とし」 については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ１．８ｍ以上の部分が耐火構造となっていること（第８－９図参照）。◇

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

⑸　規則第５条の２第３号イに規定する「開口部が設けられていないこと」については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

⑹　規則第５条の２第４号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。

ア　排水管に付属する通気管及び充水されている消火設備の配管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

イ　貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が３００㎜の円の面積以下である場合、規則第５条の２第４号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

ウ　貫通部については、別記「１号区画を貫通する鋼管等の施工方法」に適合するもの、又は、安全センターにおいて性能評定を受けたものとすること。

第８－５図　突き出しを設け、垂直に１号区画で区画をした例

（立面図）

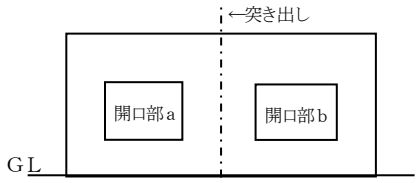

（平面図）

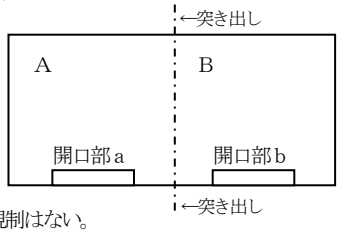

備考　区画を介して設けられている開口部ａ及びｂに距離制限及び防火上の規制はない。

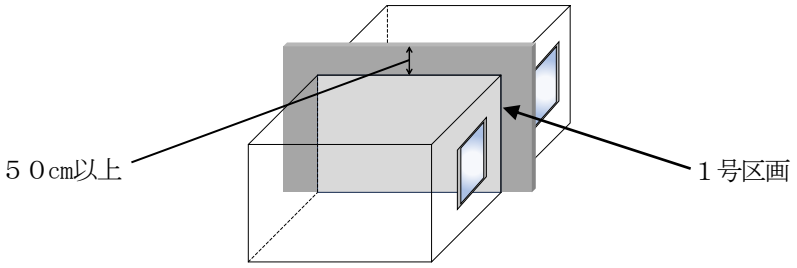

第８－６図　突き出しを設け、水平に１号区画で区画をした例

（立面図－正面）

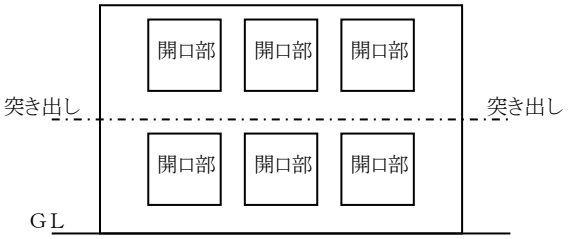

（立面図－側面）

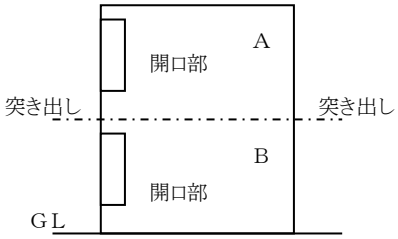

備考　区画を介して設けられている開口部に距離制限及び防火上の規制はない。

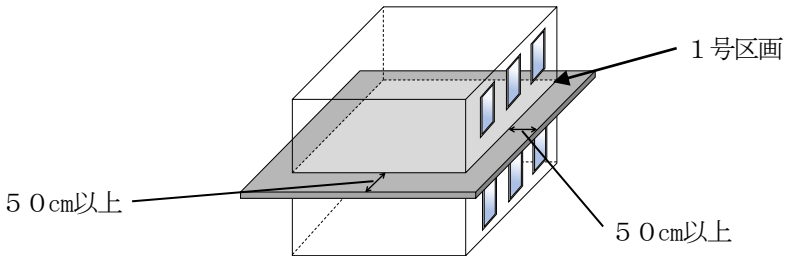

第８－７図　突き出しを設けないで垂直に１号区画をした例

（立面図）

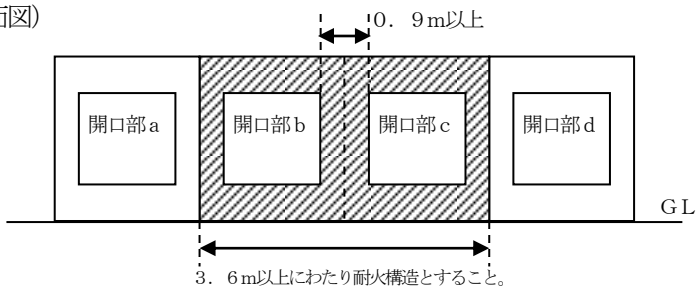

備考　開口部ｂ及び開口部ｃは、令８区画を介して、０．９m以上離し、かつ、防火戸とすること。

第８－８図　突き出しを設けないで水平に１号区画をした例

（立面図）

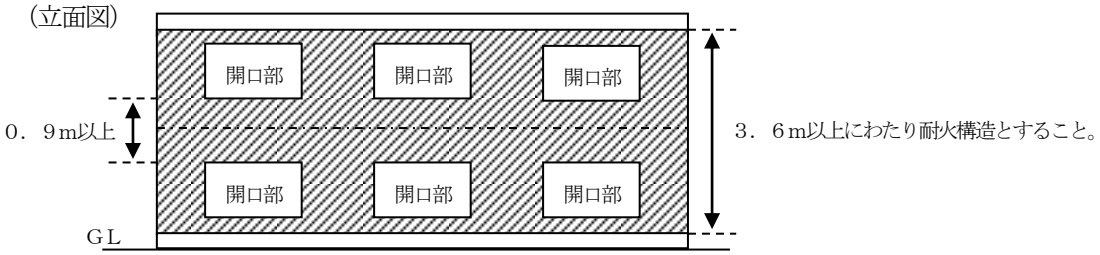

備考　各開口部は、令８区画を介して０．９m以上離し、かつ、防火戸とすること。

第８－９図　突き出しを設けない１号区画における耐火構造の壁等とする範囲

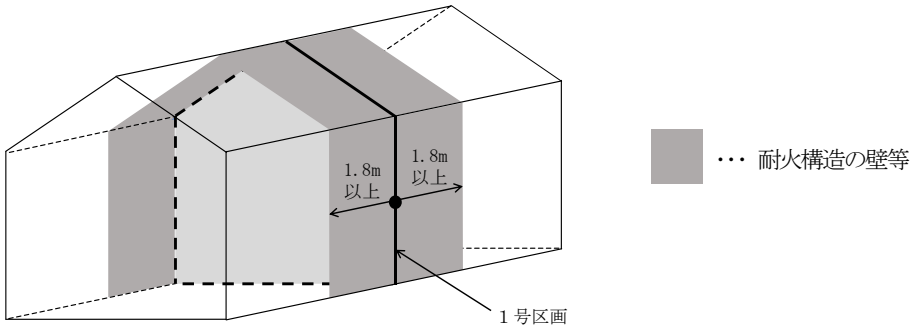

４　令第８条第２号に規定する区画については、規則第５条の３によるほか、次によること。

⑴　規則第５条の３第２項第１号の規定中「渡り廊下等の壁等」については、「壁等の構造方法を定める件」（令和６年国土交通省告示第２２７号）に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分を構成する壁等により区画する場合」が該当するものであること。

⑵　規則第５条の３第２項第２号に掲げるもので、当該規定に基づく「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和６年消防庁告示第７号。以下「７号告示」という。）第３に規定する渡り廊下については、当該規定によるほか、次によること。

ア　７号告示第３．１に規定する渡り廊下の有効幅員の算定は、渡り廊下の内壁間の距離によるものとすること。

イ　７号告示第３．２に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、次によること。

(ｱ)　渡り廊下で接続された防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること（第８－１０図参照）。

(ｲ)　１階と２階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、２階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとする。

ウ　７号告示第３．２.⑴の規定中「３m以内の距離にある部分」については、原則として第８－１１図によるものとする。

エ　７号告示第３．２.⑵の規定中「開口部の面積が４㎡以内」については、各渡り廊下ごとに判定すること。また、開口部の面積について、一の開口部が接続部から３mの範囲の内外にわたって設けられているときは、接続部から３m以内の範囲における面積とする（第８－１２図参照）。

オ　７号告示第３．２.⑶の規定中「直接外気に開放されているもの」については、次のいずれかに適合しているものをいう。

(ｱ)　防火対象物の部分相互間の距離が１m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の２分の１以上又は高さ１m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの

(ｲ)　防火対象物の部分相互間の距離が１m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の２分の１以上又は高さ１m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から下方に５０㎝以上突出した垂れ壁を設けたもの

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの

カ　７号告示第３．２.⑶.ハに規定する機械排煙設備については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備をいう。

キ　７号告示第３．２.⑶.ハ.(ﾛ)の規定中「渡り廊下の長さ」については、廊下の幅員の中心を通る線で判定するものであること（第８－１３図参照）。

⑶　規則第５条の３第２項第２号に掲げるもので、７号告示第４に規定する地下連絡路については、当該規定によるほか、次によること。

ア　地下連絡路とは、防火対象物が地下通路により接続されるものをいう（第８－１４図参照）。

イ　第８－１４図中①の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが３m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、７号告示第３．２.⑶.ハ.(ﾛ)の規定によることができる。

ウ　７号告示第４．５に規定する排煙設備は、前⑷．カによること。

エ　地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、７号告示第４の規定によらず、７号告示第３の規定に準じた取扱いをすることができる。

第８－１０図

防火対象物の部分相互間の距離の測定は次の各図のＡの部分とする。

（①～④：平面図、⑤：立面図）

①

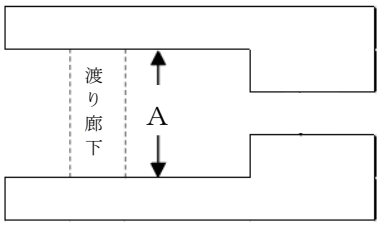

②

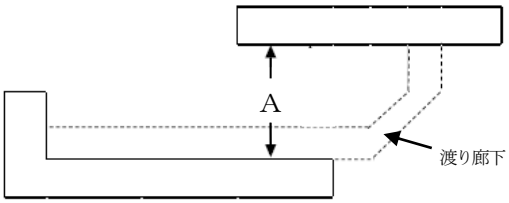

③

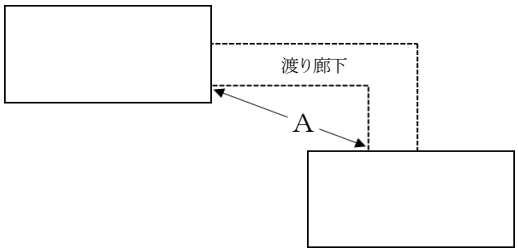

④

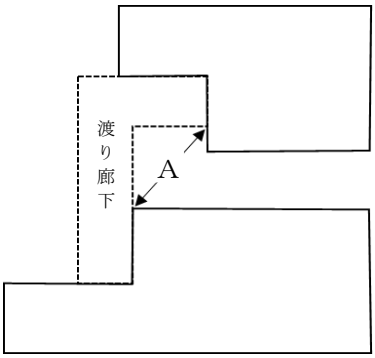

⑤

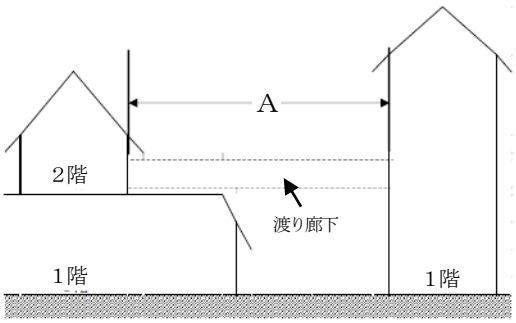

※　この例図の場合、2階において渡り廊下が設けられているものとして取り扱う（第4項第2号イ(ｲ)）。

第８－１１図

①　屋根等を有する渡り廊下が設けられている場合の例

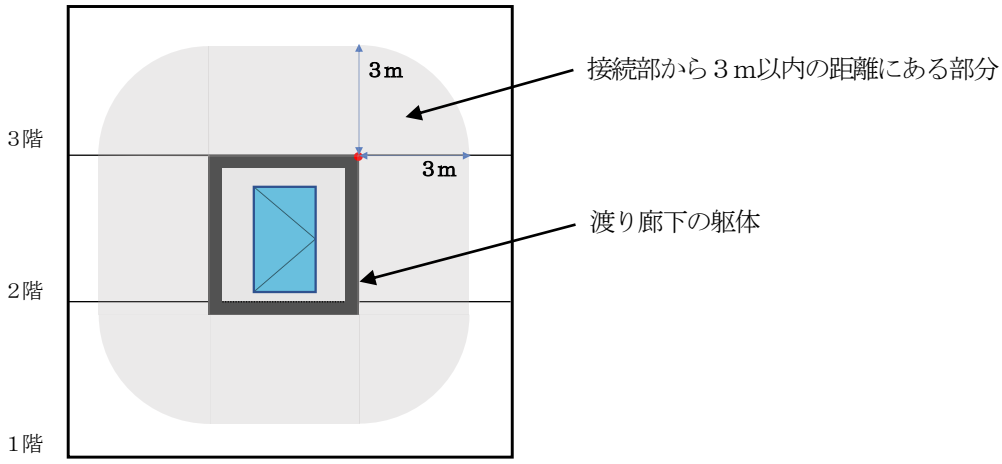

(断面図)

②　屋根等を有しない渡り廊下が設けられている場合の例

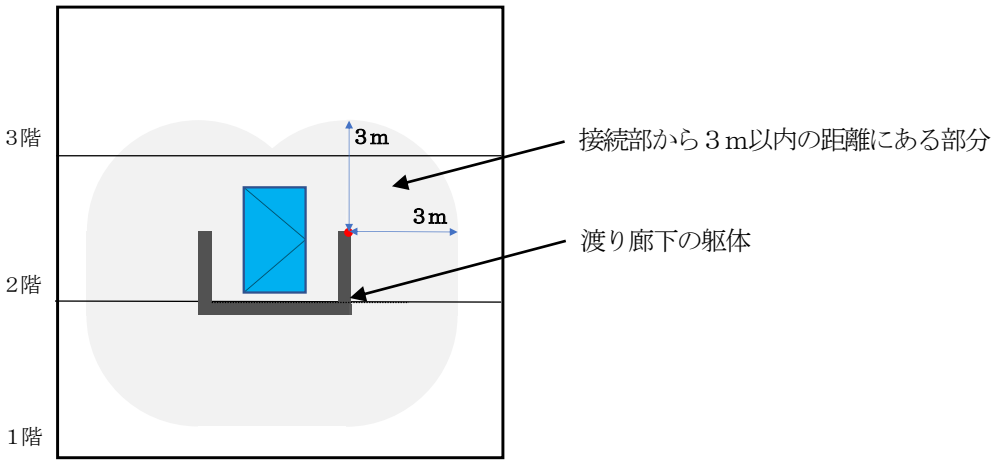

(断面図)

③　渡り廊下の接続面において外壁が回り込んでいる場合の例

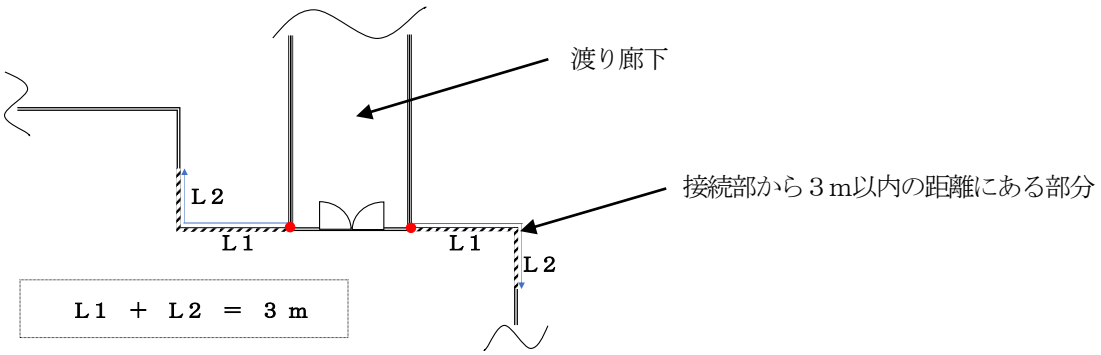

（平面図）

第８－１２図

７号告示第３．２.⑵の規定中「開口部の面積」の算定の例

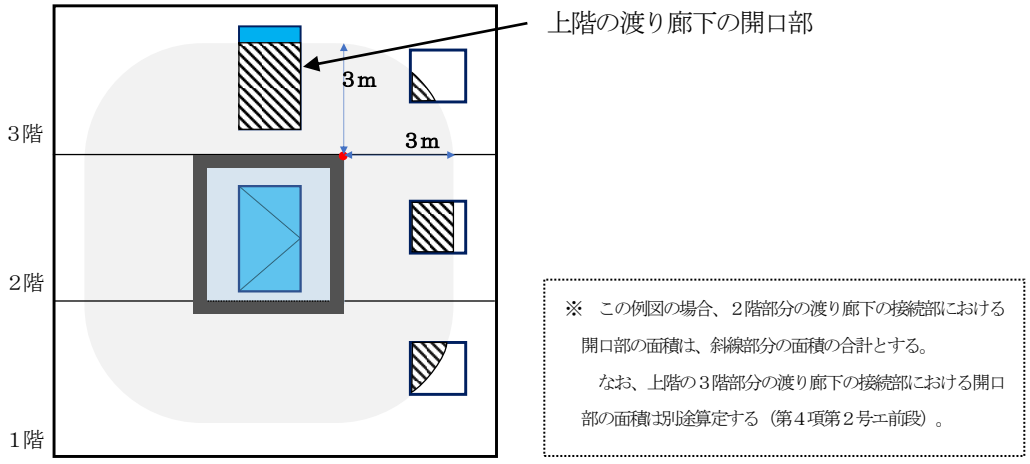

（断面図）

第８－１３図

７号告示第３．２.⑶.ハ.(ﾛ)の規定中「渡り廊下の長さ」の判定

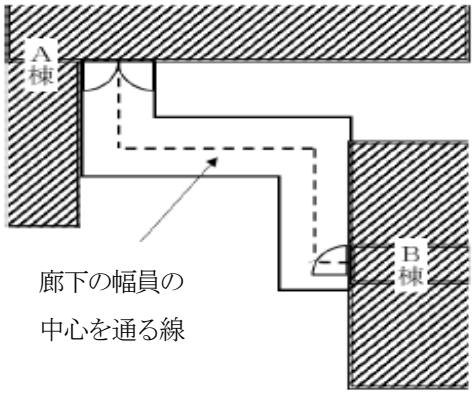

（平面図）

第８－１４図

地下連絡路による接続の例は以下の図のとおりである。

①　地下１階と１階を接続する場合　（地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。）

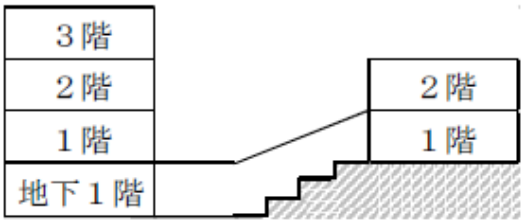

（断面図）

②　地下１階と１階部分を地下で接続する場合

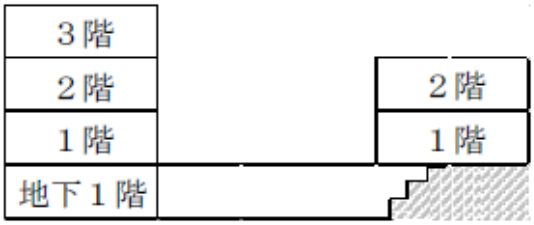

（断面図）

③　１階部分同士を地下連絡路で接続する場合

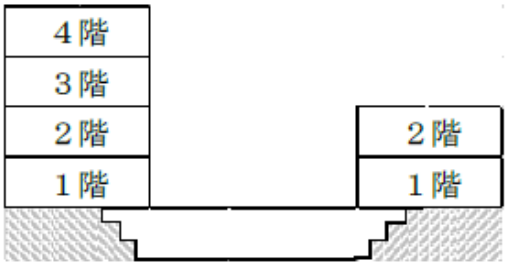

（断面図）

別記　「１号区画を貫通する鋼管等の施工方法」
（「令８区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（通知）（平成19年10月５日付け消防予第344号））

１　鋼管等を使用する範囲

１号区画を貫通する配管等にあっては、貫通部及びその両側１m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める⑴及び⑵に適合する場合は、貫通部から１m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

⑴　衛生機器の材質は、不燃材料であること。

⑵　排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

２　鋼管等の種類

１号区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとすること。

⑴　ＪＩＳ Ｇ 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）

⑵　ＪＩＳ Ｇ 3448（一般配管用ステンレス鋼管）

⑶　ＪＩＳ Ｇ 3452（配管用炭素鋼管）

⑷　ＪＩＳ Ｇ 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）

⑸　ＪＩＳ Ｇ 3459（配管用ステンレス鋼管）

⑹　ＪＩＳ Ｇ 5525（排水用鋳鉄管）

⑺　日本水道協会規格（以下「ＪWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

⑻　ＪWWA Ｋ 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

⑼　ＪWWA Ｋ 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

⑽　日本水道鋼管協会規格（以下「ＷＳＰ」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

⑾　ＷＳＰ 032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）

⑿　ＷＳＰ 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

⒀　ＷＳＰ 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

⒁　ＷＳＰ 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

３　貫通部の処理

⑴　セメントモルタルによる方法

ア　日本建築学会建築工事標準仕様書（ＪＡＳＳ）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で１対３の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ　貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ　セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

⑵　ロックウールによる方法

ア　ＪＩＳ Ａ 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度150kg／m³以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度150kg／m³以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ　ロックウール充填後、25㎜以上のケイ酸カルシウム板又は0.5㎜以上の鋼板を床又は壁と50㎜以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

４　可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150㎜の範囲に可燃物が存する場合には、⑴又は⑵の措置を講ずること。

⑴　可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア　被覆材

ロックウール保温材（充填密度150kg／m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ　被覆方法

(ｱ)　床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(ｲ)　壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(2)　給排水管の着火防止措置

ア　当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ　可燃物が直接接触しないこと。また、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5　配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

(1)　保温材として４(1)アに掲げる材料を用いること。

(2)　給排水管にあっては、ＪＩＳ Ａ 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、３及び４の規定について、特に留意すること。

6　配管等の接続

配管等を１の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1)　配管等は、１号区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2)　配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有 する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア　メカニカル接続

(ｱ)　ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと

(ｲ)　挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること

(ｳ)　予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること

(ｴ)　押し輪又はフランジで押さえること

イ　差込み式ゴムリング接続

(ｱ)　受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること

(ｲ)　ゴムリングを所定の位置に差し込むこと

ここで用いるゴムリングは、ＥＰＤＭ（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとすること

(ｳ)　ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること

(ｴ)　挿入管の差し口にシール剤を塗布すること

(ｵ)　受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと

ウ　袋ナット接続

(ｱ)　袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと

(ｲ)　ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと

(ｳ)　挿入管の差し口端部に受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること

(ｴ)　袋ナットを受け口にねじ込むこと

エ　ねじ込み式接続

(ｱ)　挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること

(ｲ)　接合剤をネジ部に塗布すること

(ｳ)　継手を挿入管にねじ込むこと

オ　フランジ接続

(ｱ)　配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること

(ｲ)　仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること

(ｳ)　上下、次の左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること

(3)　耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7　支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)
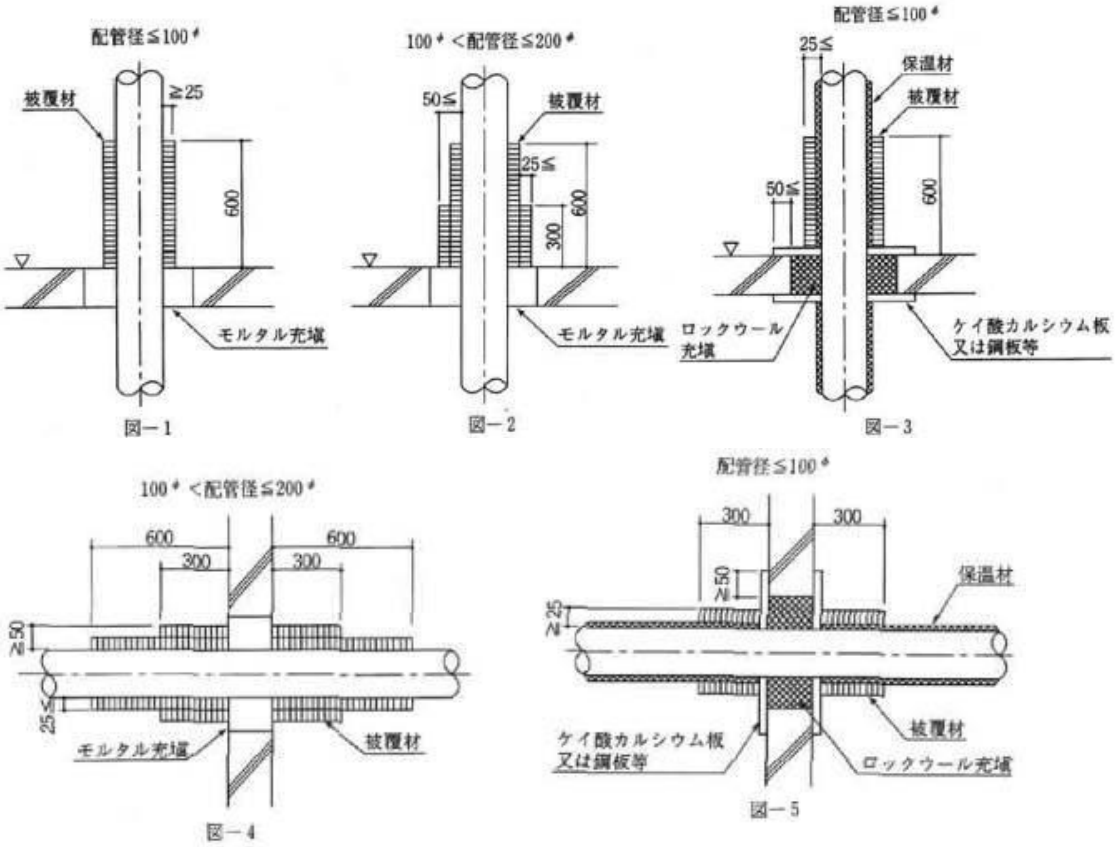
施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）